



岡山市  
第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
(地域包括ケア計画)  
計 画 案

令和6年(2024年)1月  
岡山市

# 目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の目的.....	1
2 計画の位置付け及び計画期間.....	1
(1) 法的根拠.....	1
(2) 市の他の計画との関係.....	1
(3) 計画の期間.....	2
(4) 計画策定のための取組.....	2
3 地域包括ケアシステム.....	3
(1) 地域包括ケアシステムについて.....	3
(2) 日常生活圏域について.....	4
4 介護保険制度の改正内容.....	5
第2章 前計画までの取組実績.....	6
基本目標Ⅰ 地域とつながり、誰もが生きがいを持ち活躍できる環境づくり.....	6
基本目標Ⅱ 心身の状態改善、健康寿命の延伸につながるサービスの充実.....	8
基本目標Ⅲ 医療や介護が必要となっても、なじみの地域で暮らしていける仕組みづくり.....	10
第3章 高齢者を取り巻く現状と課題.....	13
1 岡山市の高齢者の現状と今後の見込み.....	13
(1) 岡山市の総人口の動向と将来推計人口.....	13
(2) 高齢者人口の動向と今後の見通し.....	14
(3) 高齢者の年齢階級別の要介護(要支援)認定率.....	15
(4) 要介護(要支援)認定者・認定率の推移.....	16
(5) 高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の状況.....	17
(6) 認知症高齢者の状況.....	18
2 介護サービス等の状況.....	19
(1) 介護サービス利用状況.....	19
(2) 主な介護給付費の推移.....	19
(3) サービス資源の推移.....	20
3 日常生活圏域別の高齢化等の状況.....	21
(1) 北区中央.....	21
(2) 北区北.....	21
(3) 中区.....	22
(4) 東区.....	22
(5) 南区西.....	23
(6) 南区南.....	23

(7) 介護施設等の整備状況 .....	24
4 高齢者実態把握調査の結果について .....	26
(1) フレイル予防について .....	26
(2) 地域づくり・社会参加について .....	28
(3) 認知症について .....	30
(4) 特別養護老人ホーム整備について .....	34
(5) グループホームの整備について .....	37
(6) 介護人材について .....	39
<b>第4章 基本理念・基本目標 .....</b>	<b>43</b>
1 基本理念 .....	43
2 基本目標 .....	44
3 岡山市の目指す地域包括ケアシステム .....	45
<b>第5章 施策展開 .....</b>	<b>46</b>
1 施策体系図 .....	46
2 重点取組事項（9期の特色） .....	47
施策分野1 高齢者が活躍できる環境づくり .....	49
(1) 高齢者の就労等による社会参加の促進 .....	52
(2) 高齢者の多様な交流・活動の促進 .....	55
施策分野2 支え合いの地域社会づくり .....	57
(1) 地域の支え合い活動を進める体制づくり .....	62
(2) 多様な主体による地域活動の活性化 .....	64
(3) 地域に根差した相談支援体制の充実・強化 .....	69
(4) 高齢者虐待の防止と権利擁護の推進 .....	72
施策分野3 健康寿命を延伸する健康づくりの推進 .....	74
(1) 主体的かつ一体的な健康づくりの促進 .....	77
(2) 健康づくりを地域、多様な主体で推進する環境づくり .....	83
施策分野4 状態の改善につながる介護予防・生活支援サービス等の提供 .....	85
(1) 介護予防センターの専門性をいかした予防事業の推進 .....	89
(2) 介護予防・生活支援サービス事業の充実 .....	94
(3) 生活支援・福祉サービスの提供 .....	97
施策分野5 在宅医療・介護連携の推進 .....	100
(1) 在宅を支える基盤づくり(人材育成) .....	103
(2) 在宅への流れの構築(多職種連携) .....	105
(3) 市民がつくる在宅医療(普及啓発) .....	108
(4) 地域包括ケアの深化に向けた取組 .....	109
(5) 在宅介護の推進 .....	110

施策分野6 認知症施策の推進 .....	112
(1) 認知症に関する正しい知識の普及啓発.....	117
(2) 認知症への備えとしての取組の推進.....	119
(3) 認知症に対する医療・介護連携の推進 .....	119
(4) 認知症の人と家族への支援の強化.....	125
(5) 地域における認知症への理解の浸透と地域支援体制の充実・強化.....	128
施策分野7 安心・快適な住まい等の確保 .....	130
(1) 安定した住まいの確保.....	133
(2) 安心・快適な住環境づくり.....	138
施策分野8 最適な介護サービスの提供 .....	139
(1) 在宅系サービスの適正な提供 .....	144
(2) 施設・居住系サービスの適正な提供.....	157
施策分野9 介護サービスの適切な運営 .....	164
(1) 介護人材の確保・育成・離職防止、生産性の向上 .....	168
(2) 介護保険サービスの質の確保と向上 .....	171
<b>第6章 介護給付費等の見込み及び保険料額 .....</b>	<b>177</b>
1 介護給付費等の推計の流れ.....	177
2 高齢者人口(第1号被保険者数)の推計.....	178
3 要介護(要支援)認定者の推計 .....	179
4 介護給付費等の推計 .....	180
(1) 介護(予防)サービス給付費の推計.....	180
(2) 地域支援事業費の推計 .....	183
(3) その他の給付等の推計.....	184
(4) 介護給付費等の推計結果 .....	184
5 介護保険の財源構成と介護保険料.....	185
(1) 介護保険料の収納状況.....	185
(2) 介護保険料基準月額の算定.....	186

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の目的

我が国の高齢化が進行する中、岡山市における高齢者人口は、令和5年（2023年）10月で約18万9千人、高齢化率が27.0%となっており、団塊の世代（1947年～1949年生まれ）が75歳以上となる令和7年（2025年）には約19万人、高齢化率27.4%に、団塊ジュニア世代（1971年～1974年生まれ）が65歳以上となる令和22年（2040年）には約20万7千人、高齢化率32.3%になると見込まれています。

また、令和8年（2026年）には、高齢者のうち後期高齢者の占める割合が6割を超えると見込まれており、要介護高齢者や認知症高齢者のさらなる増加による介護ニーズの高まりへの対応が求められているところです。一方で、生産年齢人口は長期的に減少していくことから、地域における支え手の減少や介護人材の不足等が懸念されています。

このたび策定する「岡山市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」では、こうした状況を踏まえ、高齢者自身が支え手として生涯現役で活躍できる環境づくりや、健康寿命を延伸するサービスを充実させるとともに、医療・介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで安心して続けられるよう、地域ごとに「医療」「介護」「住まい」「介護予防」「生活支援」を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進を目指すものとします。

## 2 計画の位置付け及び計画期間

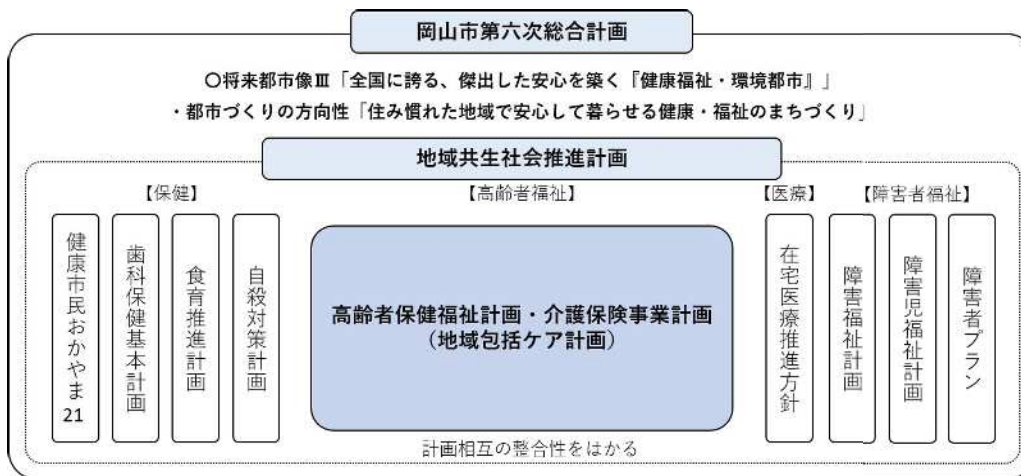
### (1) 法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「高齢者保健福祉計画」及び、介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」に位置付けられます。

### (2) 市の他の計画との関係

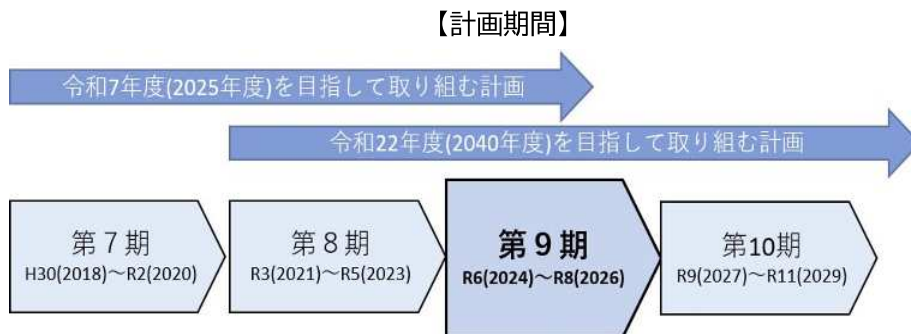
岡山市の都市づくりを総合的・計画的に進めていくための指針である「岡山市第六次総合計画」において、三つの将来都市像の一つとして「全国に誇る、傑出した安心を築く『健康福祉・環境都市』」を掲げ、都市づくりの基本方向の一つとして「住み慣れた地域で安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり」を定めています。本計画は、その実現に向けた高齢者福祉施策の個別計画として、上位計画である「岡山市地域共生社会推進計画」をはじめとする関連計画との整合性を保ちながら策定します。

### 【計画の位置付け】



### (3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とし、介護保険制度のもとでの第9期の計画となります。令和8年度（2026年度）中には計画の見直しを行い、令和9年度（2027年度）からの次期計画の策定を行います。



### (4) 計画策定のための取組

本計画は、学識経験者及び保健・医療・福祉関係者等で構成された岡山市保健福祉政策審議会における協議結果を踏まえて策定しました。また、関係団体や市民からの意見を反映させるため、次の取組を実施しました。

#### ① 実態把握調査

計画の策定にあたって、地域に居住する高齢者の実態・課題等を把握するために実施しました。

#### ② 関係者ヒアリング

関係団体の意見を直接聴き、実態を把握し計画策定にいかすために実施しました。

#### ③ パブリックコメント

計画素案に対して市民の幅広い意見を反映させるために実施しました。

(意見募集期間：令和5年（2023年）12月1日から令和6年（2024年）1月4日まで)

### 3 地域包括ケアシステム

#### (1) 地域包括ケアシステムについて

地域包括ケアシステムとは、高齢者が可能な限り、住み慣れた自宅や地域で人生の最後まで暮らし続けられるよう「医療」「介護」「住まい」「介護予防」「生活支援」の5つのサービスを一体的に受けられる、地域における支援体制のことです。国では、これらの5つのサービスが、利用者のニーズに応じて包括的かつ継続的に、概ね30分で駆けつけられる圏域（日常生活圏域）で提供されることを想定しています。

地域包括ケアシステムは「自助・互助・共助・公助」の考え方の下、高齢者自身も含め、地域住民やボランティア・NPO、事業者・関係機関、専門多職種など、それぞれの地域の関係者の参加により、地域社会全体で形成していくものとされています。

【地域包括ケアシステムの構成要素と「自助・互助・共助・公助」】



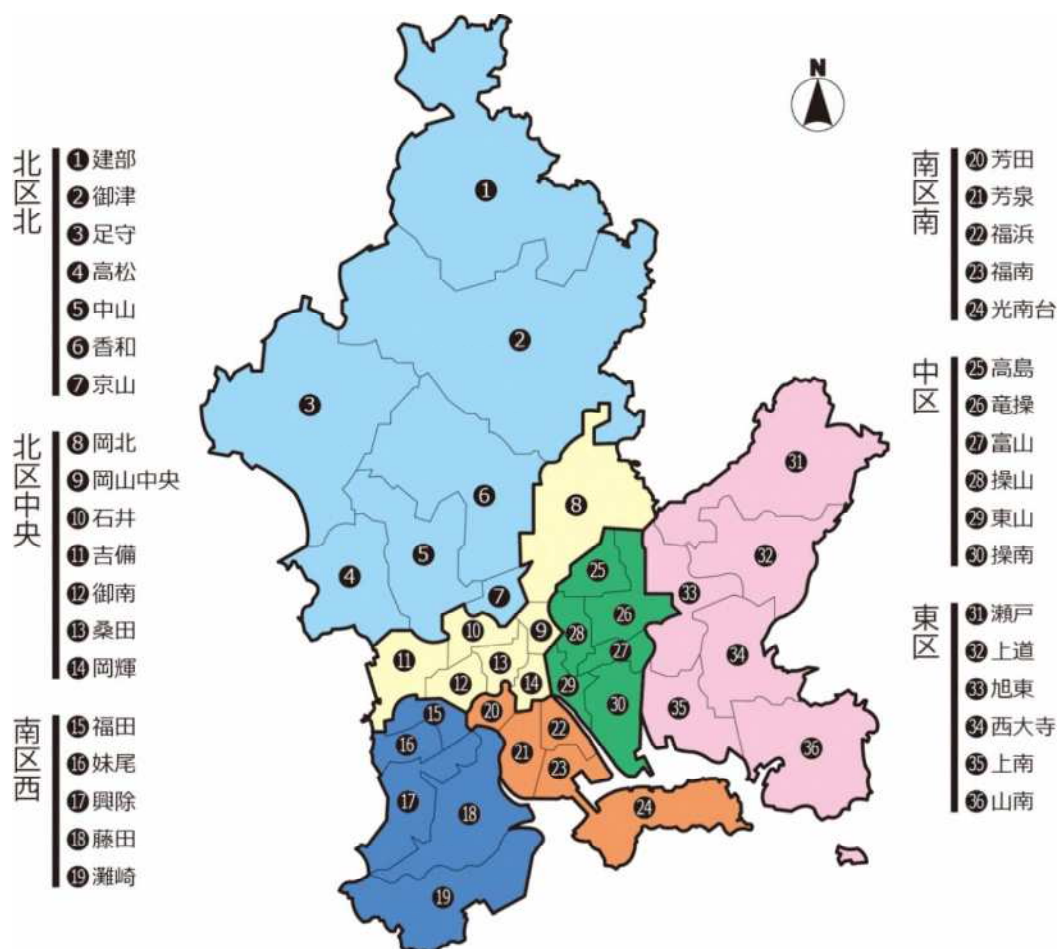
※三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年

## (2) 日常生活圏域について

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定めることとされています。

岡山市では、次のことから、中学校区を単位として36の日常生活圏域を設定しています。

- ① 中学校区は市民生活になじみが深く、小学校区よりも人口規模や高齢化率等の偏りが少ないこと
- ② 岡山市の保健福祉行政は、中学校区を基にした6か所の福祉事務所の所管区域で、各種の市民サービスを提供していること
- ③ 従来から、中学校区単位で地域密着型サービスの整備や配食サービス等の提供を行ってきたこと



なお、地域包括ケアシステムの推進にあたっては、通いの場の創出や見守り・支え合い活動の促進など、より身近な区域で取り組むべきものもあることから、提供するサービスや取組に応じた区域を設定し、柔軟に地域づくりを進めていく必要があります。



## 4 介護保険制度の改正内容

令和5年（2023年）5月に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和5年（2023年）法律第31号）に基づき令和6年（2024年）4月より順次施行される介護保険制度改正等についての主な内容は以下のとおりです。

### (1) 介護情報基盤の整備

介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施

※被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け

※市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できる

### (2) 介護サービス事業所の財務状況等の見える化

介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備

※各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け

※国が当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

### (3) 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進

※都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設 など

### (4) 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

看多機について、サービス内容の明確化を通じて、さらなる普及を推進

※看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化 など

### (5) 地域包括支援センターの体制整備等

地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備

※要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とする など

## 第2章 前計画までの取組実績

岡山市では、第5期計画（H24～H26）において地域包括ケアシステムの構築を初めて掲げ、第7期計画（H30～R2）からは3つの基本目標と9つの施策分野を軸とした施策体系に基づき各種事業を推進し、現在に至っています。

地域包括ケアシステム構築の目標年度としてきた令和7年（2025年）を迎えるにあたり、第8期計画（R3～R5）までの構築状況を振り返ります。

### 基本目標Ⅰ 地域とつながり、誰もが生きがいを持ち活躍できる環境づくり

高齢者が地域や社会とつながり、地域社会で役割をもって活躍できる生涯現役の社会づくりや、地域包括支援センターを拠点に地域住民や関係機関と連携した包括的な相談支援体制づくりに取り組んできました。また、高齢者の日常生活を支えるための、高齢者自身も含めた地域住民、ボランティア、NPOなど多様な主体による支え合い活動が提供される体制づくりを進めてきたところです。

項目	主な取組(成果・実績等)	
(1) 高齢者の社会参加促進	<b>生涯かつやく支援センターを開設し、高齢者の多様な就労ニーズに対応(生涯活躍就労支援事業)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>生涯現役応援センターを開設（H27）し、地域活動やボランティアを中心としたマッチング支援を実施。就労支援に重点を置き、生涯かつやく支援センターとして再編（R1）</li> <li>高齢者の健康状態やニーズに応じて、企業に対して就労条件の調整等を行いながらマッチング支援を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労者数</li> <li>R2：172人</li> <li>R3：195人</li> <li>R4：158人</li> </ul>
(2) 相談支援体制の充実、支え合い活動の促進	<b>地域包括支援センターによる相談支援体制の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括ケアを支える中核機関として、高齢者や家族等からの介護、健康づくり、虐待・権利擁護などさまざまな相談に対応。市内16か所に設置</li> <li>相談支援体制の充実に向け、配置人員を計画的に増員。きめ細かく地域を回り、複雑化・多様化する課題にも迅速に対応するため、複数の専門職がチームで解決にあたっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人員体制(専門職定員)</li> <li>H30：117人</li> <li>R5：133人</li> </ul>

項目	主な取組(成果・実績等)	
	<p><b>総合相談支援体制づくり(多機関協働事業)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 8050問題やダブルケアなど複雑・複合的な課題を抱えた個人や世帯に対し、相談支援包括化推進員が中心となって、市の関係課・相談機関が一堂に会する複合課題ケース検討会を開催し、適切な支援を実施（H30開始）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談支援包括化推進員支援件数</li> <li>R2 : 67件</li> <li>R3 : 66件</li> <li>R4 : 37件</li> </ul>
	<p><b>地域の多様な主体による支え合い活動の促進(生活支援体制整備事業)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 高齢者の日常生活上の困りごと等を地域住民自らの力で解決していくための体制づくりを推進</li> <li>▪ 支え合い推進員（20人）を配置し、地域の実情や課題を住民と共有しながら、解決策の検討や実践方法の助言を行ったことで、支え合い活動の輪は広がりをみせている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支え合い推進会議の設置地域数</li> <li>R2 : 57</li> <li>R3 : 60</li> <li>R4 : 62</li> </ul>
	<p><b>高齢者の日常生活を支える人材の育成(生活支援サポーター養成)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 地域における生活支援の担い手を発掘・育成する講座を、市民が立ち寄りやすい公民館で実施。修了者は、地域の居場所づくりや見守り活動等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サポーター養成講座修了者（累計）</li> <li>H30 : 1,249人</li> <li>R2 : 1,465人</li> <li>R4 : 1,589人</li> </ul>

## 基本目標Ⅱ 心身の状態改善、健康寿命の延伸につながるサービスの充実

高齢者が自らの健康状態に応じて健康増進を図るとともに、要介護状態となることを予防できるよう、健康づくりに取り組む住民団体の活動支援や、健康づくりを習慣化するイベントの実施、介護予防センターの専門職による介護予防に関する取組等を実施しました。また、要支援者等に対して多様な訪問・通所系サービスを提供する総合事業を推進しました。

項目	主な取組(成果・実績等)	
(1)健康寿命延伸に向けた取組	<b>健康づくりに取り組む地域組織の活性化(健康市民おかやま21の取組)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民が主体的に健康づくりの取組を行う地域推進会議の組織化を推進</li> <li>OKAYAMA! 市民体操の普及や「ええとこ発見図」を活用したウォーキング大会、健康講座等のイベントを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域推進会議設置数 H24：21中学校区 13小学校区 R4：27中学校区 21小学校区</li> </ul>
	<b>市民の健康づくりの習慣化を促進(健康ポイント事業)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病や筋力低下等を予防するため、歩くことや運動することにインセンティブを付与する健幸ポイントプロジェクトを開始(H29)</li> <li>令和元年(2019年)からは、民間資金を活用するSIBの手法を導入し地元企業と連携して事業を展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者数 健幸ポイントプロジェクト 4,996人 SIB健康ポイント 14,064人</li> </ul>
(2)介護予防の推進	<b>リハビリテーション等の専門職をいかした取組を推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>リハ職等の専門職をそろえた介護予防の専門機関として、ふれあい介護予防センターを全国に先駆けて設置(市内3か所/H24~26)</li> <li>介護予防の普及啓発、住民主体の介護予防活動支援、介護リスクの高い方への個別支援、ケアマネジャーや介護サービス事業所等への技術的助言など、高齢者の自立支援に向けた介護予防の取組を総合的に推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防教室参加者数 R2：7,699人 R3：7,269人 R4：11,223人</li> </ul>
	<b>住民主体の介護予防活動を促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防のご当地体操「あっ晴れ!もも太郎体操」を考案。体操に取り組む高齢者団体は毎年順調に増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体操に取り組む団体 R1：304団体 R4：360団体</li> </ul>

項目	主な取組(成果・実績等)																																		
	<b>フレイル予防の推進(フレイル対策事業)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ フレイル状態の方を早期に発見し、介護予防の取組につなげるために、四師会との連携・協力のもと、地域の身近な場所でフレイルチェックが受けられる体制を整備</li> <li>■ フレイル予防への関心をより深めてもらうため、「フレイル予防強化月間」を市独自に設定。民間企業等とも連携し、イベントや各種媒体を活用した広報活動を集中的に実施</li> </ul>	・フレイルチェック実施者数 R2：3,034人 R3：3,451人 R4：4,292人																																	
	<b>総合事業の推進(訪問・通所系サービスの充実・多様化)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総合事業の訪問・通所系サービスについて、人員基準等を緩和した岡山市独自の基準によるサービスを追加導入（H29）</li> <li>■ 運動・栄養・口腔に関する機能向上プログラムを、専門職の関与のもとで短期間、集中的に提供する通所サービスを導入（R4）</li> </ul> <p>&lt;総合事業の訪問・通所系サービスの利用実績&gt; <span style="float: right;">単位:人</span></p> <table border="1" data-bbox="451 1016 1281 1205"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">訪問</td> <td>介護予防訪問</td> <td>875</td> <td>826</td> <td>789</td> <td>870</td> <td>902</td> </tr> <tr> <td>生活支援訪問</td> <td>1,287</td> <td>1,320</td> <td>1,281</td> <td>1,217</td> <td>1,114</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通所</td> <td>介護予防通所</td> <td>3,134</td> <td>3,191</td> <td>2,965</td> <td>3,066</td> <td>3,119</td> </tr> <tr> <td>生活支援通所</td> <td>140</td> <td>170</td> <td>151</td> <td>175</td> <td>223</td> </tr> </tbody> </table>				H30	R1	R2	R3	R4	訪問	介護予防訪問	875	826	789	870	902	生活支援訪問	1,287	1,320	1,281	1,217	1,114	通所	介護予防通所	3,134	3,191	2,965	3,066	3,119	生活支援通所	140	170	151	175	223
		H30	R1	R2	R3	R4																													
訪問	介護予防訪問	875	826	789	870	902																													
	生活支援訪問	1,287	1,320	1,281	1,217	1,114																													
通所	介護予防通所	3,134	3,191	2,965	3,066	3,119																													
	生活支援通所	140	170	151	175	223																													

## 基本目標Ⅲ 医療や介護が必要となっても、なじみの地域で暮らしていける仕組みづくり

高齢者が可能な限りなじみの地域で人生の最期まで自分らしく暮らせるよう、地域ケア総合推進センターによる支援や、総合特区の取組による在宅医療・介護の連携強化に努めてきました。また、認知症カフェやチームオレンジといった地域で認知症高齢者を支える取組の推進や、介護サービス事業所や介護施設の整備促進等により、増加する高齢者を支える介護サービス基盤の整備を実施してきました。

項目	主な取組(成果・実績等)	
(1)在宅医療・介護連携の推進	<b>地域ケア総合推進センターの機能強化と多職種連携の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療・介護の連携推進と、療養生活を支援するための中核拠点として整備（H27）、入退院支援、在宅医療や医療・介護の連携強化を推進</li> <li>地域の医療・介護従事者の連携が円滑に進むよう、顔の見える関係づくりやルール作りをするための福社区ごとの意見交換会等を開催</li> <li>市民への在宅医療や ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の知識の普及啓発のため講座等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民出前講座参加者数 H30：2,015人 R2：376人 R4：2,078人</li> </ul>
	<b>在宅介護を推進する総合特区の取組</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>H26年度からデイサービス事業所の介護サービスの質に評価インセンティブを付与し、利用者の状態像の維持改善に取り組む事業を実施。その成果や必要性を国へ提言した結果、H30年度には「ADL維持等加算」が創設された</li> <li>訪問介護事業所にリハビリ専門職を派遣して利用者の状態改善について助言するとともに、訪問介護事業所へインセンティブを付与</li> <li>要支援・要介護高齢者に、介護保険給付の対象になっていない介護機器を、1割の利用者負担で貸与する事業を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デイサービス改善インセンティブ事業の参加事業所数 R2：141か所 R3：141か所 R4：115か所</li> <li>訪問介護インセンティブ事業の新規参加事業所数（累計） R2：17か所 R3：22か所 R4：24か所</li> </ul>

項目	主な取組(成果・実績等)	
(2)認知症施策の推進	<b>認知症に関する正しい知識の普及啓発</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かい目で見守る応援者である認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症サポーター養成人数（累計） H24：15,772人 R4：62,689人</li> </ul>
	<b>認知症に関する医療・介護連携の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認知症疾患に対する診断と初期対応のため、岡山赤十字病院を認知症疾患医療センターに指定、県指定の2病院を含め市内に3センター設置（H23）</li> <li>■ 認知症の人の早期診断・早期対応を目的とした認知症初期集中支援チームを設置（H26）する等、支援体制を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症初期集中支援チーム対応ケース数 H27：40件 R4：99件</li> </ul>
	<b>認知症の人と家族への支援を強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認知症の人と家族が地域で孤立せず生きがいを持って生活できるよう、認知症カフェ事業（H26）や当事者同士が語り合う本人ミーティング（R2）による通いの場づくりに取り組んだ</li> <li>■ 認知症の人の不安の軽減や家族の介護負担軽減のため、認知症コールセンターの運営、認知症当事者が相談を受けるピアサポート事業、若年性認知症コーディネーターと連携した支援を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症カフェの数（累計） H26：2か所 R4：43か所</li> </ul>
	<b>認知症への理解の浸透と地域における支援体制の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認知症の人とその家族のニーズと支援者をつなぐチームオレンジ事業を開始（R4）、R5年度までに4福社區でモデル地区を立ち上げ、ともにやりたいことを考え取り組む体制を構築</li> <li>■ 認知症の人が行方不明になった際に捜索依頼のメールを発信して早期発見に役立てる「行方不明高齢者さがしてメール事業」を実施する等、地域での見守り体制を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行方不明高齢者さがしてメール事業協力者登録数 H30：1,574人 R2：1,768人 R4：2,445人</li> </ul>

項目	主な取組(成果・実績等)	
(3)介護サービスの充実	<b>在宅系サービスの適正な提供</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 要介護者が可能な限り在宅生活を継続できるよう地域密着型サービスの整備を推進</li> <li>■ 「通い」「泊り」「訪問」を柔軟に組み合わせられる「小規模多機能型居宅介護」事業所は36中学校区中35中学校区で整備されている</li> <li>■ 医療と介護を合わせて提供できる「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「看護小規模多機能型居宅介護」については補助制度の活用を整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数 第6期：10か所 第7期：12か所 第8期：14か所</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所数 第6期：1か所 第7期：4か所 第8期：4か所</li> </ul>
	<b>施設・居住系サービスの適正な提供</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特別養護老人ホームの整備を計画的に進め、第6期で広域型3施設90床を、第7期で地域密着型2施設58床を整備。第8期で地域密着型1施設29床を整備しているところであり、入所待機者の減少につながっている</li> <li>■ 認知症高齢者の増加に対応するため、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備を第6期で6施設99床、第7期で2施設36床、第8期で2施設36床（予定）行った</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養護老人ホーム床数 H28：3,012床 R1：3,247床 R4：3,305床</li> <li>・ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)床数 H28：1,663床 R1：1,708床 R4：1,741床</li> </ul>
	<b>介護人材の確保・育成・離職防止、生産性向上、介護サービスの質の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 介護人材の確保・育成・離職防止策として、H28年度からR2年度は潜在介護福祉士を対象に介護職員交流事業、R3年度からは経験の浅い介護職員（概ね3年未満）を対象に新任介護職員交流事業を実施</li> <li>■ 介護事業所の生産性向上を図るため、R2年度から、大規模修繕時の介護ロボット・ICT導入支援を実施</li> <li>■ 介護給付費の適正化のため「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」「介護給付費通知」の5事業を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケアプラン点検件数（延数） R2：151件 R3：161件 R4：179件</li> </ul>